

更正
予算

6億円のマンモス予算

期待される市民体育館の建設

市議会7月定例会は、7月28日から、8月9日までの会期を1日延長13日間とし、昭和36年度追加更正予算など40議案について審議決定した。議案の主なものは、歳入歳出にかかる予算の執行に付帯するものが多いので更正予算の内容から、そのあらましをみることにする。

追加更正額は約1億300万円

この度の一般会計追加更正予算では、追加更正額1億2百89万9千円。これによ



って予算の総額は6億2百9万9千円という超大型予算になりました。

工費5,450万円で市民体育館

追加更正で、最も大きいのは、社会労働施設費の6,026万円であり、その内5,450万円が「市民体育館」の建設事業費となっている。市民体育館の建設は市民体育上の利用はもとより、各種の市民集会などに際しても適当な会場をもたない大館にとって、久しく渴望されてきたものであります。しかし財政事情等財源の運用面から、市議会内部にも時期稍早といふ慎重意見も、かなりつよいものがあるので予算の決定、契約の方法についての同意は得たといふものの、建設には今後もかなりの論議が尽される模様。

ともかく本年度建設しようとする市民体育館は、桂城城趾を建設位置として、鉄筋コンクリート、一部鉄骨耐火構造の二階建、2,128平方メートル(644.9坪)、収容能力では、固定座席数は1020となっているが、集合使用の場合は、ゆうに4,000人を収容することが可能とされている。

社会労働施設費ではこのほか、生活保護費の基準改訂による追加400万円がある。

土木費には1,205万円を追加

1,205万円の追加で、土木費の総額は、4,998万円。火災復興土地区画整理公共事業に400万円。道路橋梁維持改良費に655万円。水害復旧費に170万円が追加さ

れている。道路橋梁維持改良費には、U型ブロック測溝工事や東大橋外橋梁補修など6件367万円、市道の路面補修を行

うための砂利購入費230万円などがその主な追加である。また水害復旧では長面橋、東橋の復旧費用がある

8.342万円になった教育費

教育費には1,197万円が追加され総額は8,342万円となったが、追加された主なものは校舎新営費に891

万円で予算現計2,988万円、また小中学校の、要保護児童に対する学用品や図書の給付費、修学旅行費などの補助、教材費などの備品費等、小中学校費に258万円。風害復旧に118万円などである。校舎の新営は、城西小学校屋内体操場994万円、第一中学校普通教室増築835万円、上川沿中普通教室増築156万円、真中小非常階段改築、上川沿小床張、真中給水工事などである。

また公民館では、二井田公民館新営303万円、上川沿公民館増築219万円、下川沿公民館増築230万円がすでに予算化されている。

商業高校建設負担金600万円など

その他追加更正されたものに、県立商業高校建設負担金600万円、田代町に建設されるテレビ塔建設負担金150万円、軽井沢、根下戸部落分收交付金、信用保証協会出資、農協天災融資の利子補給、乗用自動車購入1台のほか議員報酬214万円、職員給320万円などが追加計上されている。

財源はどのように

捻出されるか

1億290万円の追加による、6億210万円の大型予算の才入は、市税の自然増收、国からの地方交付税や国県支出金の増加のほか、基本財産繰入金や市債をもって追加財源としている。

すなわち、市税の自然増は、市民税の1363万円、固定資産税407万円等により合計1953万円で、現計2億1001万円。国から市町村へ交付される地方交付税は、1080万円の追加で現計1億551万円。長根山、岩神の基本財産立木売却代金1280万円を財産收入のうえ、基本財産造成費として積立、これを一般会計へ繰入るほか、財産区特別会計からの繰入616万円など計1961万円を繰入金として追加している。財産收入の増加は、前記の立木売却代金のほか、旧職業補導所や旧職業安定所、など、土地建物売払代金606万円。軽井沢分收林ほか官行造林地立木売払代金156万円などが追加されている。

また国県支出金は997万円が増加して予算現計1億1939万円になっているが、他面雑収入で1313万円、指定寄付432万円がそれぞれ減額されている。

市債は、市民体育館建設費として3800万円のほか、城西小屋体、第一中学校増築など建築費として130万円を追加し、現計5300万円。などによってまかなわれることになっている。

(写真は提案理由を説明する市長)

自治省

標準家屋の実態調査

あなたの固定資産税には関係ない

土地や家屋の固定資産税をきめるには今まで国で定めた方法によって、全国一様に行っておりましたが、「固定資産評価制度調査会」の答申によって、昭和39年度から地方の実態に則した価額の計算方法に改めることになりました。

このため自治省では、各都道府県のおもな都市に、標準家屋の調査を指定し、当市では約600戸を調査することになりました。この調査は、自治省が地方の実態を正確に把握し、合理的な価額の計算

方法をきめるための基礎資料とするものです。

一軒当たり約2時間位の調査時間を要する見込みで、600戸を調査するには9月末日までかかる予定です。

この調査は直接調査家屋の固定資産税に関係はありませんからよろしく、ご協力ください。なお調査には2名の税務職員が伺いますが、不審の点がありましたら「固定資産評価補助員証」の提示を求めてください。